

# 安全データシート

作成 2014年 4月 17日  
最終改訂 2015年 4月 16日

## 1. 化学物質など及び会社情報

製品の名称 ばんじゅう用内袋 ナチュラル  
会社 福助工業株式会社  
住所 愛媛県四国中央市村松町190番地  
電話番号 0896-24-1111  
緊急連絡先 品質保証室 0896-24-1112  
FAX番号 品質保証室 0896-23-8745

## 2. 危険有害性の要約

### 重要危険有害性及び影響

人の健康に対する有害性 生理学的に不活性であり、通常の状態では特に有害性はない。  
環境への影響 環境において長時間分解しない。野外に漏出した場合、鳥等の動物が飲み込み窒息する可能性があるため、廃棄や漏出には注意を要す。  
物理的及び化学的危険性 通常の状態では危険な反応や火災爆発を起こす事はない。  
GHS分類 適用範囲外。

## 3. 組成及び成分情報

### 単一製品・混合物の区別 混合物

| 化学名      | ポリエチレン  | 添加剤(着色剤を含む) |
|----------|---|-------------|
| 主成分名     | エチレン単重合体、<br>エチレン・ $\alpha$ -オレフィン共重合体          | —           |
| 化学式又は構造式 | $(C_2H_4)_m$ 、 $(C_2H_4)_m \cdot (C_pH_{2p})_n$ | —           |
| 濃度       | 95%以上   | 5%未満        |
| 官報公示整理番号 | 6-1, 6-10, 6-18                                 | —           |
| CAS No   | 9002-88-4, 9010-79-1,<br>25087-34-7             | —           |

### 危険有害成分

#### 化学物質管理促進法(PRTR法)

第一種(1%以上、特定第一種指定化学物質0.1%以上) 該当しない  
第二種(1%以上) 該当しない  
労働安全衛生法文書交付対象物質 該当しない  
毒物及び劇物取締法 該当しない

## 4. 応急措置

吸入した場合 通常の雰囲気では揮発しない。  
高温の溶融物から発生するガスをひどく吸入した場合は、新鮮な空気のある場所に移す。咳、呼吸困難、又はその他の症状が出る場合には、医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 石鹸、水で洗い流す。溶融物が付着した場合は、素早く大量の水で冷やす。  
火傷の程度により医師の診察を受ける。

目に入った場合 眼球を傷つける可能性があるため清浄な水で15分以上洗い流す。  
異物が目に残るようであれば、眼科医の手当てを受ける。

飲み込んだ場合 直ちにできるだけ吐き出し、異常を感じるようであれば、医師の診断を受ける。

## 5. 火災時の措置

|           |   |
|-----------|---|
| 消火剤       | 水、泡沫消火剤(エアフォーム)、粉末消火剤   |
| 特有の消火方法   | 風上から、消火剤、大量の水により消火する。水には冷却効果があり、消火には有効であるが、溶融物にホース等で直接かけると、溶融物が飛び散り、火災が広がる恐れがあるので、注意が必要である。 |
| 消火を行う者の保護 | 消火作業は、風上から行い、空気呼吸器や保護具を着用すること。  |
| 特有の危険有害性  | 燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、炭化水素およびその酸化物等、有機酸、ホルムアルデヒドおよびアクロレイン等を生成する可能性がある。                          |

## 6. 漏出時の措置

|            |   |
|------------|---|
| 人体に対する注意事項 | 特に危険な物質ではない。                            |
| 環境に対する注意事項 | 排水系等の水面へ漏出した場合は、鳥類、魚類への悪影響もあるので、全て回収する。 |
| 除去方法       | 飛散物を掃き集め、適切な方法で廃棄又は焼却する。                |

## 7. 取扱い及び保管上の注意

|     |   |
|-----|---|
| 取扱い | 歩行中に製品を踏みつけた場合は、転倒の恐れがある為に、歩行域には製品を取り除くように注意する。<br>製品に印刷などの加工を行う場合は、静電気等により引火の可能性がある為に、静電気除去装置を適切な場所に設置する必要がある。<br>製品で顔、頭を覆うと、窒息の恐れがあるので、決して行わない。 |
| 保管  | 屋内倉庫で、直射日光、水濡れ、急激な温度変化等を避け、衛生的に保管することが望ましい。<br>貯蔵場所では、みだりに火気を使用しない。<br>火源、熱源、強酸化剤との接触は厳禁。   |

## 8. 暴露防止措置及び保護措置

|      |                                       |
|------|---------------------------------------|
| 管理濃度 | 設定されていない                              |
| 許容濃度 | 日本産業衛生学会、ACGIHではこの物質の許容濃度を設定していない     |
| 設備対策 | 特になし                                  |
| 保護具  | 必要に応じ適宜、安全靴、安全帽子(ヘルメット)、手袋等の保護具を着用する。 |

## 9. 物理及び化学的性質

|       |           |
|-------|-----------|
| 物理的状态 |           |
| 形状    | 袋         |
| 色     | 白色        |
| 臭い    | ほとんど無臭に近い |
| pH    | 該当しない     |

物理的状态が変化する特定の温度/温度範囲

|     |                              |
|-----|------------------------------|
| 融点  | 125~148℃                     |
| 発火点 | 270℃以上                       |
| 密度  | 0.935~0.975g/cm <sup>3</sup> |
| 溶解性 | 水に対して不溶                      |

## 10. 安定性及び反応性

|                |   |
|----------------|---|
| 安定性            | 化学的に安定した物質であり、爆発性はなく、他の物質との反応性もない。  |
| 特定条件下で生じる危険な反応 | 270℃以上の高温において分解し、炭化水素及びその酸化物(アルデヒド、酸、アルコール等)、その他の有機系の上記を発生する可能性がある。<br>燃焼時に発生する一酸化炭素は、吸入した場合、きわめて有毒であり、二酸化炭素も、高濃度では窒息剤となる。燃焼時生成物への急激な過度の暴露は、呼吸器系に刺激を与えることがある。 |
| 避けるべき条件        | 強酸化剤  |
| 危険有害な分解生成物     | 炭化水素及びその酸化物(アルデヒド、酸、アルコール等)<br>アクロレイン等  |

## 11. 有害性情報

|                |   |
|----------------|---|
| 急性毒性           | 特に知見なし(特別な問題はないと考えている)                                  |
| 皮膚腐食性・刺激性      | 通常の状態では皮膚に対する腐食性・刺激性はない                                 |
| 眼に対する重篤な損傷・刺激性 | 通常の状態では眼に対する損傷・刺激性はない                                   |
| 感作性・変異原性・生殖毒性  | 特に知見なし(特別な問題はないと考えている)                                  |
| 発がん性           | ポリエチレンはIARCの発がん性区分でグループ3(ヒトに対する発がん性について分類できない)に分類されている。 |

## 12. 環境影響情報

|           |  |
|-----------|--|
| 分解性       | 環境に於いて長期間分解しない。                                |
| 生体蓄積性・その他 | 海洋生物、鳥類が摂取することを防止する為、いかなる海洋や水域でも、放棄、放出してはならない。 |

## 13. 廃棄上の注意

埋め立てるときは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法」に従って、公認の産業廃棄物処理業者若しくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはその団体に委託して処理する。  
焼却するときは、焼却設備を用いて大気汚染防止法条例等の諸法令に適合した処理を施して焼却する。

14. 輸送上の注意 梱包材が破れないように、水濡れや乱暴な取扱いを避ける。

## 15. 適用法令

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 消防法              | 指定可燃物 合成樹脂類(指定数量3000kg) |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 産業廃棄物、廃プラスチック類          |

## 16. その他の情報

記載した内容は、現時点で入手し得る資料、情報、データに基づいて作成しており、上記情報は新しい知見により改訂されることがあります。  
また、注意事項は通常の実施を前提としたものであって、特殊な取扱いの場合には、用法・用途に適した安全対策を実施のうえ、ご使用ください。  
尚、上記の内容は情報提供であって、品質を保証するものではありません。